

奈良県告示第二百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

小明町（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

生駒市小明町一八〇九番一	一号から四号まで及び六号
〃 六一番	五号
〃 一八〇九番四	七号
〃 六三番	八号
〃 一八〇四番一	九号から十二号まで
〃 一八〇三番	十三号
〃 六六番	十四号
〃 六八番	十五号及び十六号
〃 六九番一	十七号
〃 六五番	十八号
〃 一八一〇番一	十九号から二十四号まで